

○ 室蘭市公設地方卸売市場業務条例 新旧対照表

(平成21年条例第20号)

改 正 後	改 正 前																																																																
<p>(市場の名称、位置及び面積)</p> <p>第2条 市場の名称、位置及び面積(次項の施設の面積を含む。)は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室蘭市公設地方卸売市場</td> <td>室蘭市東町3丁目1番12号</td> <td>31,016.59平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(開場の時間)</p> <p>第5条 開場の時間は、午前2時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知してこれを臨時に変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(仲卸業者の数の最高限度)</p> <p>第14条 仲卸業者の数の最高限度は、7とする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用料率及び額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者市場使用料</td> <td>卸売金額(当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)の1,000分の5</td> </tr> <tr> <td>卸売業者売場使用料</td> <td>1月1平方メートルにつき 670円</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者市場使用料</td> <td>仲卸業者が第38条第1項ただし書の規定により買入れた物品の販売金額(当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)の100分の3</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者売場使用料</td> <td>1月1平方メートルにつき 3,300円</td> </tr> <tr> <td>関連事業者売場使用料</td> <td>1月1平方メートルにつき 1,500円</td> </tr> <tr> <td>買荷積込所使用料</td> <td>1月1平方メートルにつき 510円</td> </tr> <tr> <td>業者事務室使用料</td> <td>1月1平方メートルにつき 2,350円</td> </tr> <tr> <td>倉庫使用料</td> <td>1月1平方メートルにつき 1,010円</td> </tr> <tr> <td>空地使用料</td> <td>1月1平方メートルにつき 105円</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫使用料</td> <td>1月につき 1,700,000円</td> </tr> <tr> <td>会議室使用料</td> <td>1回(3時間以内)につき 500円</td> </tr> <tr> <td>その他施設使用料</td> <td>市長がその都度定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	名称	位置	面積	室蘭市公設地方卸売市場	室蘭市東町3丁目1番12号	31,016.59平方メートル	種別	使用料率及び額	卸売業者市場使用料	卸売金額(当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)の1,000分の5	卸売業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 670円	仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第38条第1項ただし書の規定により買入れた物品の販売金額(当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)の100分の3	仲卸業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 3,300円	関連事業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 1,500円	買荷積込所使用料	1月1平方メートルにつき 510円	業者事務室使用料	1月1平方メートルにつき 2,350円	倉庫使用料	1月1平方メートルにつき 1,010円	空地使用料	1月1平方メートルにつき 105円	冷蔵庫使用料	1月につき 1,700,000円	会議室使用料	1回(3時間以内)につき 500円	その他施設使用料	市長がその都度定める。	<p>(市場の名称、位置及び面積)</p> <p>第2条 市場の名称、位置及び面積(次項の施設の面積を含む。)は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室蘭市公設地方卸売市場</td> <td>室蘭市日の出町2丁目3番1号</td> <td>74,483平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>(開場の時間)</p> <p>第5条 開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、あらかじめ関係者に周知してこれを臨時に変更することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(仲卸業者の数の最高限度)</p> <p>第14条 仲卸業者の数の最高限度は、15とする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用料率及び額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売業者市場使用料</td> <td>卸売金額(当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)の1,000分の5</td> </tr> <tr> <td>卸売業者売場使用料</td> <td>1月1平方メートルにつき 210円</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者市場使用料</td> <td>仲卸業者が第38条第1項ただし書の規定により買入れた物品の販売金額(当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)の100分の3</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者売場使用料</td> <td>1月1平方メートルにつき 1,050円</td> </tr> <tr> <td>関連事業者売場使用料</td> <td>1月1平方メートルにつき 1,500円</td> </tr> <tr> <td>買荷積込所使用料</td> <td>1月1平方メートルにつき 200円</td> </tr> <tr> <td>業者事務室使用料</td> <td>1月1平方メートルにつき 735円</td> </tr> <tr> <td>倉庫使用料</td> <td>1月1平方メートルにつき 315円</td> </tr> <tr> <td>空地使用料</td> <td>1月1平方メートルにつき 105円</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫使用料</td> <td>1月につき 1,500,000円</td> </tr> <tr> <td>会議室使用料</td> <td>1回(3時間以内)につき 500円</td> </tr> <tr> <td>その他施設使用料</td> <td>市長がその都度定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	名称	位置	面積	室蘭市公設地方卸売市場	室蘭市日の出町2丁目3番1号	74,483平方メートル	種別	使用料率及び額	卸売業者市場使用料	卸売金額(当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)の1,000分の5	卸売業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 210円	仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第38条第1項ただし書の規定により買入れた物品の販売金額(当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)の100分の3	仲卸業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 1,050円	関連事業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 1,500円	買荷積込所使用料	1月1平方メートルにつき 200円	業者事務室使用料	1月1平方メートルにつき 735円	倉庫使用料	1月1平方メートルにつき 315円	空地使用料	1月1平方メートルにつき 105円	冷蔵庫使用料	1月につき 1,500,000円	会議室使用料	1回(3時間以内)につき 500円	その他施設使用料	市長がその都度定める。
名称	位置	面積																																																															
室蘭市公設地方卸売市場	室蘭市東町3丁目1番12号	31,016.59平方メートル																																																															
種別	使用料率及び額																																																																
卸売業者市場使用料	卸売金額(当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)の1,000分の5																																																																
卸売業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 670円																																																																
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第38条第1項ただし書の規定により買入れた物品の販売金額(当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)の100分の3																																																																
仲卸業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 3,300円																																																																
関連事業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 1,500円																																																																
買荷積込所使用料	1月1平方メートルにつき 510円																																																																
業者事務室使用料	1月1平方メートルにつき 2,350円																																																																
倉庫使用料	1月1平方メートルにつき 1,010円																																																																
空地使用料	1月1平方メートルにつき 105円																																																																
冷蔵庫使用料	1月につき 1,700,000円																																																																
会議室使用料	1回(3時間以内)につき 500円																																																																
その他施設使用料	市長がその都度定める。																																																																
名称	位置	面積																																																															
室蘭市公設地方卸売市場	室蘭市日の出町2丁目3番1号	74,483平方メートル																																																															
種別	使用料率及び額																																																																
卸売業者市場使用料	卸売金額(当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)の1,000分の5																																																																
卸売業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 210円																																																																
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第38条第1項ただし書の規定により買入れた物品の販売金額(当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)の100分の3																																																																
仲卸業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 1,050円																																																																
関連事業者売場使用料	1月1平方メートルにつき 1,500円																																																																
買荷積込所使用料	1月1平方メートルにつき 200円																																																																
業者事務室使用料	1月1平方メートルにつき 735円																																																																
倉庫使用料	1月1平方メートルにつき 315円																																																																
空地使用料	1月1平方メートルにつき 105円																																																																
冷蔵庫使用料	1月につき 1,500,000円																																																																
会議室使用料	1回(3時間以内)につき 500円																																																																
その他施設使用料	市長がその都度定める。																																																																